

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

九都県市は、これまで緊密に連携を図りつつ、感染拡大防止に取り組んできた。

医療従事者の方々の尽力や県民・都民、事業者など多くの方々の協力もあり、3月にかけて新規陽性者数は一度減少したものの、感染力が強い変異株が増加し、1都3県では再び感染の急拡大が懸念されるなど、予断を許さない状況である。そのため、引き続き、感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分に、把握・分析を行いつつ、感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、強い危機感を持って取組の強化を図る必要がある。

また、ワクチン接種が開始されたものの、国民全体に行き渡るには一定の期間を要することから、何としてもこれ以上の感染拡大を防ぐためには、適切な対策に全力で取り組んでいかなければならない。

ついては、以下のとおり要望する。

1 新型コロナウイルスワクチンについて

- (1) ワクチンの接種が、国民、地方自治体及び関係者の理解と協力を得て円滑に進められるよう、ワクチンの有効性・安全性、接種の社会的意義及び副反応の発生に関する情報、接種の実施状況並びに今後の見通し等について、混乱を招かぬよう正確な情報の発信に努めるとともに、広く周知・広報を行うこと。
- (2) ワクチンの供給量を十分に確保するとともに、対象者全てが2回分の接種可能な量を出荷するとしている時期までの、詳細な供給スケジュールを示すこと。また、国の責任において、ワクチン及び必要な資器材の安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について速やかに情報提供を行うこと。
- (3) ワクチン接種の実施に当たっては、地域の特性に応じた体制や柔軟な事業執行が可能となるよう、各地方自治体の意見を踏まえ、国の責任において、事業スキームを適宜見直すこと。
特に、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を用いたワクチン供給の管理については、地方自治体や接種施設の現場ニーズを十分に考慮して、より柔軟な仕組みを検討すること。また、ワクチン接種記録システム（VRS）が導入されたことから、両システム間の情報連携を行えるよう見直しを行うこと。
- (4) ワクチンの供給が当初の見込みよりも遅れたことによる業務委託の変更やワクチンの配送方法の変更による配送に必要な新たな物品の調達等が生じている。今後とも、こうした不測の事態に各地方自治体が対応できるよう、国による補助金上限額の更なる増額を行うなど、必要な経費について、地方自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講じていくこと。
- (5) ワクチン接種費用については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金により、全額国費で措置されることとなっているが、接種費用単価については、往診による接種費用や健康観察に係る経過観察時間の拘束等が反映されていない統一単価となって

いるため、現状に即した費用となるよう見直しもしくは追加費用の設定を行うこと。

- (6) ワクチンロス防止の観点から、キャンセルによるワクチンの余剰が生じる場合には、その取扱いは各地方自治体の判断によることとされているが、地域の事情や現場の判断により、ワクチンを極力無駄なく使用できるよう、その時点で接種券の送付を受けていない方への取扱いを国の対応指針として明示すること。
- (7) ワクチン接種の有無により不利益な扱いが行われないようにするために、国において、広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化など、人権を守る対策を講ずること。
- (8) 高齢者施設の65歳未満の入所者は、高齢者と同じタイミングで接種することが認められていない。高齢者施設での更なるクラスター対策を図るため、施設で高齢者への接種を行う際に、65歳未満の入所者への接種を可能とすること。
- (9) コロナ禍で医療がひっ迫している中、さらに、ワクチン接種を担う医師、医療機関を各地方自治体において確保するには課題があることから、国は日本医師会に対し、地域医師会においても全面的に協力する体制を構築するよう求めること。

2 感染防止策と医療体制等の整備について

- (1) 変異株のスクリーニング検査の実施比率を増加させるには、民間の検査機関・大学等を十分活用するとともに、技術的・財政的な支援を行うこと。また、変異株陽性と判明した際には各地方自治体に情報を共有するよう、各検査機関等へ周知・徹底すること。
- (2) 世界各国での変異株の確認状況等を踏まえ、国内外での変異株の検出・伝播を常時監視するとともに、各国からの入国制限や入国時の待機期間等の条件を必要に応じて見直すなど、水際対策を強化・徹底すること。
特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会には、多くの選手・大会関係者などが我が国を訪れることから、水際対策を徹底し、防疫措置等について、国の責任において徹底した対策を実施すること。加えて検査・治療・療養体制などについて、関係省庁が連携して必要な対応を行うこと。
- (3) 医療人材の確保のために、潜在看護師の実態を把握するとともに、医療機関、療養施設、在宅療養支援及び相談業務等への積極的な活用を図るための仕組みづくりを行うこと。
- (4) 地域医療体制を確保するため、発熱症状等のある救急患者や、感染症治療後の患者の受入れを行う医療機関に対し、感染症治療後の転院に係る搬送経費も含め、必要な財政支援を早急を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無を問わず、診療所を含めた全ての医療機関の経営安定化が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- (5) 今後の深刻な病床ひっ迫時を想定し、あらかじめ病床を確保するため、一般医療の制限を行う範囲や、入院、手術の延期等を行う際の判断に当たっての指針について国が責任をもって示すとともに、当該制限等に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を講ずるほか、処遇改善等を通じた医療従事者の確保や感染症専門施設の設置に係る支援に取り組むこと。

- (6) 診療・検査医療機関は4月以降も地域の診療・検査体制を担っており、今後の、変異株なども含めた感染拡大に備えるためにも、診療・検査医療機関に対する個人防護具の支給を含め、国の支援を継続すること。
- (7) 既に民間検査機関等では、自宅での唾液採取、郵送による自費検査が相当数実施されているが、陽性の結果が判明した者が結果のみを受け取り、発生届が提出されないといった事態が発生している。陽性者の発生届が適切に提出され、必要な医療を確実に受けられるような検査制度を構築すること。
- (8) クラスター対策等を目的とした積極的疫学調査として、施設等での検査の必要性はさらに増しており、保健所体制圧迫の一因となっている。保健所における人員体制の制約がある中、可能な限りその負荷を軽減するため、積極的疫学調査の実施に当たっては、看護師等が実施可能な範囲についても制度面から検討を行うこと。
- (9) 4月8日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において提示された、「感染再拡大(リバウンド)防止に向けた指標と考え方に関する提言(たたき台)」において、感染状況に関する新たなステージの指標が示された。その中で、医療の逼迫具合を示す数値として、療養者のうち入院した人の割合として「入院率」という新たな指標が加えられたが、患者を入院させる場合の考え方については各都道府県によって異なることから、国として再検討を行うこと。

3 事業者への支援・雇用対策について

- (1) 飲食店の時短営業等により影響を受けた事業者への一時支援金について、支給額の拡大を図るほか減収要件を緩和するなど、制度の拡充を図るとともに、緊急事態宣言の期間延長や、まん延防止等重点措置の適用等による影響も反映させること。また、飲食店取引先等を含め関連業種の申請促進を図るため、対象業種を明確にするとともに、速やかに交付すること。
- (2) 民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰り支援の更なる拡充や、持続化給付金や雇用調整助成金といった各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含め支援策をより一層充実・強化すること。
- (3) 緊急事態宣言に伴うGoToトラベル事業等の一時停止により、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に消費喚起対策や総需要対策を行うこと。
- (4) テレワークの柔軟な活用を企業等に対し積極的に推奨するとともに、中小企業のテレワーク導入率の向上を図るため、テレワーク用通信機器の導入助成において、パソコン、タブレット等の現行のリース費用だけでなく購入費用を助成対象とするなど、支援を強化すること。併せて申請期間を十分に取るなど、事業者が活用しやすいようにすること。
- (5) 一部大企業への適用が緩和された雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、引き続き、支援が必要な事業者や労働者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度を分かりやすく周知し、利用促進を図ること。また、特例措置期間の設定については、経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

- (6) 労働者に対する相談体制の充実や労働者の安定的雇用の維持、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用の維持・確保につながる効果的な対策を講ずること。
- (7) 産業雇用安定センターによる企業間のマッチング体制の強化や在籍型出向を支援するための、出向元・出向先双方に対する助成制度について、中堅・大企業等についても、中小企業並みに補助率を上げるとともに制度活用促進に向け徹底した周知を行うこと。
- (8) 改正特別措置法第 63 条の 2 に、国及び地方公共団体は、まん延防止の措置の影響を受ける事業者を支援するために必要な財政上の措置等を講ずる責務が規定されたが、その詳細は明らかになっていない。同改正法の附帯決議の趣旨も踏まえ、早急に検討し、考え方を示すとともに、事業者への支援に必要な財源について、地方公共団体に確実に財政支援を講ずること。
なお、検討にあたっては、予め地方自治体の意見を聴き、意向を尊重すること。

4 地方自治体への財政支援について

- (1) 緊急事態宣言が解除されたものの、いまだ事態の収束が見えない状況であることに加え、直近では全国的に変異株の広がりも見られるなど、事態の更なる長期化により、感染症拡大防止と社会経済活動の両立に係る地方負担が当初予算編成時点の想定を上回ることが懸念される。
そのため、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、令和 3 年度においても、今後の感染状況を踏まえ、地方創生臨時交付金や減収補填措置など、必要な財政措置を機動的に講ずること。また、その配分にあたっては、地方自治体の財政力による補正を行うことなく、直近の感染者数や医療需要など感染状況の実態などを的確に反映し、地方交付税の交付団体・不交付団体に関わらず、全ての地方自治体に必要な額を措置すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療提供体制の確保に不可欠であることから、引き続き必要な額を措置するとともに、地域の実情や感染状況に応じた機動的な対応が可能となるよう、対象の拡充や弾力的な運用を認めること。特に厚生労働省から要請のある高齢者施設等の従事者等の検査については、クラスター防止の観点からも国において全額財政措置を行うこと。
- (3) 変異株の感染状況などから、今後も営業時間短縮要請などを行わざるを得ない可能性がある一方、要請に伴う協力金は、地方創生臨時交付金の地方単独事業分を活用せざるを得ず、その結果、臨時交付金の地方単独事業分を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源として十分に活用することができないことから、臨時交付金を増額し地方単独事業分とは別に実質的に全額国費で負担すること。また、協力金の支給対象区域については、地方自治体の意向を尊重すること。
- (4) 病院、交通、水道事業をはじめとする公営企業について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

令和3年 月 日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 様

行政改革担当
国家公務員制度担当
内閣府特命担当大臣（規制改革）
河野 太郎 様

厚生労働大臣
田村 憲久 様

経済産業大臣
梶山 弘志 様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎